

2019年8月13日

お客さま 各位

日本電子債権機構株式会社
株式会社三菱UFJ銀行

消費税率の引上げに伴う手数料変更のお知らせ

電手決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、お客さまには、電手決済サービスの各種お取引で発生する各種手数料について、消費税相当額（現行税率 8%）をご負担いただいておりますが、ご高尚の通り、2019年10月1日以降、消費税率が8%から10%へ改定される予定です。

つきましては、2019年10月1日以降の各種サービス提供にて発生する各種手数料には、改定後の10%で計算した消費税相当額を加算して請求させていただきますので、お知らせいたします。

（※）各種手数料の税抜手数料額に変更はありません。

特に、消費税の改定前に残高証明書（現在は税込手数料1通あたり756円（消費税率8%））の発行・交付サービスをご利用いただくに当たっては、以下の点にご留意ください。

1. 変更後の残高証明書発行手数料（税込）について

残高証明書の発行が2019年10月1日以降となる場合には、残高証明書の発行手数料（税込）は、1通あたり770円（消費税率10%）となります。

2. 残高証明書の手数料支払方法が「口座振替」指定の場合

残高証明書の発行後に、発行日時点の消費税率を適用した金額でご請求させていただきます。

3. 残高証明書の手数料支払方法が「振込」指定の場合

残高証明書発行前のご請求となります。残高証明書の発行が2019年9月30日以前となる見込みのお申込の場合には消費税率8%を、2019年10月1日以降となるお申込の場合には消費税率10%を適用した金額でご請求させていただきます。

残高基準日	申込受付日	1通あたりの請求金額（税込）
2019年9月25日以前	2019年9月20日以前 ^(*1)	756円（8%）
	2019年9月24日以降 ^(*2)	770円（10%）
2019年9月26日以降 ^(*3)	-	770円（10%）

(*1) 2019年9月27日までにご入金いただけなかった場合には残高証明書の発行が2019年10月1日以降となるため、1通あたり770円（消費税率10%）で再請求させていただきます。手数料はお早めにご入金頂くよう、お願い申し上げます。

(*2) ご入金日によらず、残高証明書の発行は2019年10月1日以降となります。

(*3) ご入金日によらず、残高証明書の発行は2019年10月1日以降となります。

お問い合わせ窓口

三菱UFJ銀行 電手・でんさいコールセンター	0120-103-172 （銀行営業日 9:00～19:00*） フリーダイヤルがご利用いただけない場合は 03-5730-1963（通話料有料）
※ 自動音声メッセージが流れますので、電手決済サービス「1」を押して下さい。 ※ 16:00以降の電手決済サービス事務手続に関するご照会は、翌営業日のご回答となる場合がございます。 恐れ入りますが、予めご了承ください。	

以上